

会員規約・貸渡約款 新旧対比表

1. 会員規約

変更内容	変更前（旧）	変更後（新）
変更	<p>第3条（入会資格）                      会員は、個人、法人のいずれも申込みことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となることができません。</p> <p>(1) 個人会員において、シェアカーの運転に必要な運転免許証を有していない、また運転免許証を取得した日から1年を経過していない場合であるとき。</p> <p>(2) 退会日から1年を経過していないとき</p> <p>(3) 未成年の個人会員について、親権者の同意が得られないとき。</p> <p>(4) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。</p> <p>(5) 個人会員において、入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届け出たクレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過を含むがこれに限らない。）、当社が承認したクレジット会社のものでないとき、またはデビットカード等でクレジットカードでないものであるとき。</p> <p>(6) 本規約または貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(7) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる構成員（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。</p> <p>(8) 法人会員において自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）、または従業員が反社会的勢力であるとき。</p> <p>(9) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p>	<p>第3条（入会資格）                      会員は、個人、法人のいずれも申込みことができます。なお、入会申込者が以下のいずれかに該当する場合には、会員となることができません。</p> <p>(1) 個人会員において、シェアカーの運転に必要な運転免許証を有していない、また運転免許証を取得した日から1年を経過していない場合であるとき。</p> <p>(2) 退会日から1年を経過していないとき</p> <p>(3) 未成年の個人会員について、親権者の同意が得られないとき。</p> <p>(4) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったとき。</p> <p>(5) 個人会員において、入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届け出たクレジットカードが<b>本人名義のものではないとき</b>、クレジット会社により無効扱いとされているとき、当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過を含むがこれに限らない。）、当社が承認したクレジット会社のものでないとき、またはデビットカード等でクレジットカードでないものであるとき。</p> <p>(6) 本規約または貸渡約款、その他当社との契約に違反したことがあるとき。</p> <p>(7) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる構成員（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。</p> <p>(8) 法人会員において自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）、または従業員が反社会的勢力であるとき。</p> <p>(9) その他当社が会員として不適格と判断したとき。</p>
変更	<p>第9条（決済・利用料金等）</p> <p>1. 会員は、本サービスの利用に伴う利用料金その他当社に対する債務を、個人会員については、当社に届け出たクレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、当該法人代表名義のコーポレートカード・ビジネスカード決済、あるいは当社指定の決済方法によるものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用に伴う固定料金、利用料金等の詳細については、別に当社が定める料金表によるものとします。なお、入会金、固定料金、利用料金およびその他費用について変更するときは、変更日の14日前までに、第6条第1項第5号により告知します。会員が当該変更日までに第13条に基づき退会しない場合には、当該変更同意したもののみとなります。</p> <p>3. 当社は、毎月末日をもって当該月に発生した利用料金・固定料金およびその他費用、その他会員が当社に支払うべき債務を締切り、これを集計します。ただし、第12条の定めにより会員契約の解除、登録運転者の登録取消し、あるいは会員または登録運転者に対して本サービスの利用が停止された場合は、直ちに会員の当社に対する全ての債務を集計し、請求できるものとします。</p> <p>4. 当社は、その月の期中にそれまでの利用料金等の与信状況を会員の指定したクレジットカード会社に確認することがあります。この確認の結果クレジットカードの与信枠が不足する場合その他会員の信用状況に問題があるものと判断した場合は、当社は、会員または登録運転者に対してサービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。</p> <p>5. 本規約の定めるところにより本サービスの提供の中断、利用の停止がなされた場合であっても、固定料金の支払いは免除されません。</p> <p>6. 会員と銀行またはクレジットカード会社の間において、利用料金等の支払を巡って紛争が発生した場合は、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけるものとします。</p> <p>7. 指定口座振替またはクレジットカード決済を行っている場合において、当社が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。</p>	<p>第9条（決済・利用料金等）</p> <p>1. 会員は、本サービスの利用に伴う利用料金その他当社に対する債務を、個人会員については、当社に届け出た<b>本人名義の</b>クレジットカード決済によるものとし、法人会員については、指定口座振替、当該法人代表名義のコーポレートカード・ビジネスカード決済、あるいは当社指定の決済方法によるものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用に伴う固定料金、利用料金等の詳細については、別に当社が定める料金表によるものとします。なお、入会金、固定料金、利用料金およびその他費用について変更するときは、変更日の14日前までに、第6条第1項第5号により告知します。会員が当該変更日までに第13条に基づき退会しない場合には、当該変更同意したもののみとなります。</p> <p>3. 当社は、毎月末日をもって当該月に発生した利用料金・固定料金およびその他費用、その他会員が当社に支払うべき債務を締切り、これを集計します。ただし、第12条の定めにより会員契約の解除、登録運転者の登録取消し、あるいは会員または登録運転者に対して本サービスの利用が停止された場合は、直ちに会員の当社に対する全ての債務を集計し、請求できるものとします。</p> <p>4. 当社は、その月の期中にそれまでの利用料金等の与信状況を会員の指定したクレジットカード会社に確認することがあります。この確認の結果クレジットカードの与信枠が不足する場合その他会員の信用状況に問題があるものと判断した場合は、当社は、会員または登録運転者に対してサービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。</p> <p>5. 本規約の定めるところにより本サービスの提供の中断、利用の停止がなされた場合であっても、固定料金の支払いは免除されません。</p> <p>6. 会員と銀行またはクレジットカード会社の間において、利用料金等の支払を巡って紛争が発生した場合は、会員は自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社に一切迷惑をかけるものとします。</p> <p>7. 指定口座振替またはクレジットカード決済を行っている場合において、当社が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は当社からの請求に従い、直ちに不足額を当社に支払うものとします。</p>

変更内容	変更前（旧）	変更後（新）
項目新設	(新設)	<p>第22条（dカーシェア会員特則）  提携事業者である株式会社NTTドコモ（以下「提携事業者」という。）が「dカーシェア」の名称で提供するサービスを契約し、提携事業者が提供するプラットフォームから本規約を承認の上、本サービスの入会を申し込み、当社が入会を承認したお客様（以下「dカーシェア会員」という。）については、以下の事項が優先適用されるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第3条入会資格について、dカーシェア会員は個人会員のみ申込みができるものとします。なお、dカーシェア会員本人のみを登録運転者として登録し、それ以外は登録できないものとします。</li> <li>第4条入会の承認について、本サービス利用に係る入会希望者は、本規約および貸渡約款ならびに細則を承認の上、提携事業者に会員契約の申込を行うものとし、提携事業者は当社に代わり所定の審査を行い、当社の承認をもって本サービスへの入会が完了します。また、第4条第2項、第5条第2項および第10条第1項に規定される事項を提携事業者に届け出るものとし、この届出を受けて提携事業者は当社にその都度通知するものとします。</li> <li>第4条第1項について、当社は会員IDを付与せず、dカーシェア会員は提携事業者の提供するプラットフォームサービスを通じて利用するものとします。また、dカーシェア会員は当社の提供するプラットフォーム等は利用できないものとします。</li> <li>当社は第12条会員資格等の取消または一時利用停止に規定する項目に該当する場合、および提携事業者の提供するサービスの全部又は一部の機能の利用を停止している場合、当社は会員に対する何らの通知催告を要せず、会員資格を取消し会員契約を解除すること、または会員契約を解除することなく会員に対して本サービスの提供を当社が必要と認める期間停止することができるものとします。なお、これらの場合、当社は同時にシェアカーの貸渡契約を解除（予約の取消を含む。）することができるものとし、シェアカーの貸渡契約を解除されたdカーシェア会員は直ちにシェアカーを当社に返還するものとします。</li> <li>第7条第1項について、当社はdカーシェア会員には請求の如何に関わらず、シェアカーの貸渡時に登録運転者の本人確認および開錠に利用できるFELICA対応の登録運転者用ICカードを貸与しないものとします。その場合、dカーシェア会員は、第7条第2項に定める登録運転者が所持するFELICA対応のICカード・携帯端末等を、第7条第1項に定める登録運転者用ICカードとして利用することができます。</li> <li>第9条決済・利用料金等について、dカーシェア会員は本サービスの利用に伴う利用料金その他当社に対する債権について、当社が提携事業者へ譲渡することに異議を留めることなくこれを承諾するものとします。また、dカーシェア会員は、本規約に基づき提携事業者が行う請求について、異議を留めることなく提携事業者へ支払うものとします。</li> <li>当社は、前項に基づく請求および会員が提携事業者に行った申告、要望その他の問合せの対応のため、会員の利用実績および申告内容等を提携事業者と共有することがあります。</li> <li>第17条第1項に定めるオンラインによる意思表示に関し、dカーシェア会員については提携事業者の提供するプラットフォームから提携事業者が発行したID及びパスワードを入力してなされた意思表示について、当社は当該意思表示を会員本人による真正な意思表示とみなすことができるものとし、会員はこれについて異議を述べないものとします。</li> <li>dカーシェア会員の個人情報の取り扱い、利用目的等については、別途定める「カレコ・カーシェアリングクラブ個人情報の取扱いについて」にて規定するものとします。</li> <li>第13条退会手続きについて、dカーシェア会員は提携事業者への申請のみを当社所定の手続きとするものとします。また、dカーシェア会員が提携事業者の提供するサービスを退会する場合、当社との会員契約も終了となるものとします。</li> <li>dカーシェア会員はスマートフォン用アプリなどの画面提示による各種優待サービス、その他当社が提供する割引サービス等を受けることができないものとします。</li> <li>本規約と提携事業者が別途定める利用規約に相違がある場合、本規約を優先適用します。</li> </ol>

2. 貸渡約款

変更内容	変更前	変更後（下線部は変更または追加項目）
変更	<p>第4条（予約の取消し等）</p> <p>1. 会員または登録運転者は、当社所定の期間内に、所定の方法により、予約を取消することができるものとします。</p> <p>2. 前項の予約の取消しに関し、当社所定の期間を過ぎている場合には、会員は別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとします。</p> <p>3. 会員または登録運転者が、第1項の予約の取消または変更を行わなかった場合は、シェアカーを利用しなかったとしても、会員は、予約された借受条件に従い利用料金を支払うものとします。</p> <p>4. 当社は、天災、シェアカーの事故・盗難・故障、他の会員または登録運転者によるシェアカーの返還遅延、予約システムの故障・通信障害等により、シェアカーの貸渡しができなくなった場合、またはシェアカーの貸渡しが不相当と当社が判断した場合は、予約を取消することができるものとします。この場合、会員または登録運転者は、予約が取消されたことについて、当社に対して損害賠償その他の請求をしないものとします。</p>	<p>第4条（予約の取消し等）</p> <p>1. 会員または登録運転者は、当社所定の期間内に、所定の方法により、予約を取消することができるものとします。</p> <p>2. 前項の予約の取消しに関し、当社所定の期間を過ぎている場合には、会員は別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとします。</p> <p>3. 会員または登録運転者が、第1項の予約の取消または変更を行わなかった場合は、シェアカーを利用しなかったとしても、会員は、予約された借受条件に従い利用料金を支払うものとします。</p> <p>4. 当社は、天災、シェアカーの事故・盗難・故障、他の会員または登録運転者によるシェアカーの返還遅延、予約システムの故障・通信障害等により、シェアカーの貸渡しができなくなった場合、またはシェアカーの貸渡しが不相当と当社が判断した場合は、予約を取消することができるものとします。<b><u>この場合、会員または登録運転者は、予約が取消されたことについて、当社に故意または過失がある場合を除き、当社に対して損害賠償その他の請求をしないものとします。</u></b></p>
変更	<p>第11条（定期点検整備）</p> <p>1. 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したシェアカーを貸渡すものとします。</p> <p>2. 前項の点検整備の結果、シェアカーの使用が不相当と認められた場合には、当社は、第2条の予約を取消することができます。なお、会員または登録運転者は、この予約の取消により生じた損害について、当社に責任を問わないものとします。</p>	<p>第11条（定期点検整備）</p> <p>1. 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したシェアカーを貸渡すものとします。</p> <p>2. 前項の点検整備の結果、シェアカーの使用が不相当と認められた場合には、当社は、第2条の予約を取消することができます。<b><u>なお、会員または登録運転者は、この予約の取消により生じた損害について、当社に故意または過失がある場合を除き、当社に責任を問わないものとします。</u></b></p>
変更・追加	<p>第26条（使用不能による貸渡契約の終了）</p> <p>1. 天災、事故、故障、盗難等によりシェアカーの使用が不能となった場合は、当社にその連絡がなされた時点で貸渡契約は終了するものとし、この場合の利用料金は第2項から第4項のとおりとします。</p> <p>2. 使用不能の事由が会員または登録運転者または当社のいずれの責めにも帰さない場合は、会員は、前項の貸渡契約終了までの利用料金を支払うものとします。</p> <p>3. 使用不能の事由が会員または登録運転者の責めに帰すべき場合は、会員は当社の定めるところに従い、その終了時間までの利用料金を支払うものとします。</p> <p>4. 使用不能の事由がシェアカーの貸渡前に存した瑕疵による場合には、当社は利用料金を請求しないものとします。</p> <p>5. 会員または登録運転者は、シェアカーを使用できなくなったことによる損害が生じた場合であっても、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。</p>	<p><b><u>第26条（使用不能による貸渡契約の終了）</u></b></p> <p><b><u>1. 天災、事故、故障、盗難等によりシェアカーの使用が不能となった場合は、シェアカーの使用が不能となった時点で貸渡契約は終了するものとし、この場合の利用料金は第3項から第5項のとおりとします。</u></b></p> <p><b><u>2. 会員または運転登録者は、前項の事由が生じた場合には、その旨を当社に直ちに連絡するものとします。</u></b></p> <p>3. 使用不能の事由が会員または登録運転者または当社のいずれの責めにも帰さない場合は、会員は、1項の貸渡契約終了までの利用料金を支払うものとします。</p> <p>4. 使用不能の事由が会員または登録運転者の責めに帰すべき場合は、会員は当社の定めるところに従い、その終了時間までの利用料金を支払うものとします。</p> <p>5. 使用不能の事由がシェアカーの貸渡前に存した瑕疵による場合には、当社は利用料金を請求しないものとします。</p> <p><b><u>6. 会員または登録運転者は、シェアカーを使用できなくなったことによる損害が生じた場合であっても、当社に故意または過失がある場合を除き、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。</u></b></p>